標記については、昭和二十八年三月二十六日附援護第一八七号等により、取り扱つてきたのであるが、当該事務の処理も相当進捗を見たので、前記通達による戦没者等名簿に基く年金、弔慰金に関する請求書の受付を改め、当該名簿に登載されていない者に関しても、請求書を受理することとしたので、左記事項御留意の上、当該事務の処理に遺憾のないよう取り計らい願いたい。

記

一　本通達により請求書を受付けるものは、法第二条に定める軍人軍属に限るものであること。

二　今後は、援護第一八七号による、那覇日本政府南方連絡事務所長に対する戦没者等名簿の送付は行わないものであること。

三　那覇日本政府南方連絡事務所長は、年金又は弔慰金に関する請求書類の進達にあたつては、既に送付してある戦没者等名簿に登載されているものと登載されていないものとに区分し、別々に進達すること。なお、旧陸軍関係の遺族年金又は弔慰金に関する請求書類については、前者に関する進達書類の発翰符号は「遺り第　号」と、後者については、「違り調第　号」とすること。

四　戦没者等名簿に登載されていない者に関する請求書類に添附すべき、死亡した者の死亡が在職期間内における公務上の負傷又は疾病によるものであること等を証明すべき書類については、その整備に留意して裁定事務の処理に支障のないよう措置すること。

五　右以外の進達その他の手続等については、従来通りであること。

○戦傷病者戦没者遺族等援護法第三十四条第五項又は第六項該当者に係る弔慰金の請求手続等について

〔昭和32年7月5日　援発第527号
各都道府県知事・那覇日本政府南方連絡事務所長あて
厚生省引揚援護局長通達〕

硫黄鳥島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（以下「沖縄地域」という。）に現住する者に係る標記該当者のうち、もとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者に係るものの取扱については昭和三十一年九月二十五日援発第一〇一六号通達昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基いて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員又は隊員であった者に係るものの取扱については昭和三十一年二月二十一日総南連那第一三四号通達により、それぞれ事務処理を進められているところであるが、右以外の者に係る弔慰金の請求等に関しても左記事項御了知のうえ至急事務処理を進められたく通知する。

記

一　旧国家総動員法に基いて徴用され、又は総動員業務につき協力をさせられた者（以下これらの者を「被徴用者等」という。）に係るものは、昭和二十八年十月二十八日援護第九〇七号通達（以下「第九〇七号通達」という。）に準じ取り扱うものであるが、この場合には、次の諸点に留意されたいこと。

（一）那覇日本政府南方連絡事務所長は、請求者より弔慰金請求書の送付を受けたときは、請求書類に不備があるかどうかを確め、かつ、被徴用者等が配置させられていた工場事業場等の所在地が沖縄地域であつたものについては、第九〇七号通達の三

の（二）又は四の（一）若しくは四の（二）に掲げる事務等必要な調査を行い、意見を附して裁定機関（被徴用者等が配置させられていた工場事業場等の所在地が沖縄地域以外の都道府県であつた場合には、当該所在地を管轄する都道府県知事《以下「丁都道府県知事」という。》）に送付すること。

（二）右により送付を受けた丁都道府県知事は、第九〇七号通達の三の（一）、（二）又は四の（二）に掲げる事務を行つたうえ裁定機関に送汁すること。

但し、昭和二十七年十二月四日援護第六一五号通達によりすでに該当者として確認された者に係るものを受理したときは、当省よりの当該確認名簿の送付年月日及び送付番号を請求書表面余白に朱書し、前記の意見等の添附を省略して差し支えないものであること。

二　旧特別未帰還者給与法第一条に規定する特別未帰還者に係るものは、昭和二十八年八月二十一日援護第六六一号通達（左記二の（四）及び（五）の２に掲げる証明書を除く。）及び昭和三十年二月十五日援発第一八四号通達（左記三に掲げる証明書を除く。）に準じ取り扱うものであること。

三　弔慰金裁定通知書の交付については、一般の軍人軍属の例によるものであるか、被徴用者等に係るもののうち、工場事業場等の所在地が沖縄地域以外の都道府県であつた場合には、丁都道府県知事を経由して行なわれるものであること。

○沖縄に現住している者の病歴書等の証明手数料免除について

〔昭和33年8月23日　三三援第693号
厚生省引揚援護局長あて
鹿児島県民生労働部長照会〕

沖縄に現住している遺族の戦傷病者戦没者遺族等援護法及び思給法上の請求に必要な国立病院等の病歴書等の入手については、同地方の特殊条件等もあり、昭和二十年二月十七日援護第一八号通知に基き琉球政府より直接本県あて依頼があり、本県から関係病院等に依頼して入手し送付している実情であります。この場合病歴書等の発行については手数料を必要とするのでありますが、この手数料は証明事項により各人ごとに異るので関係病院より手数料額の通知をえて、本県から琉球政府に請求して始めて病歴書等を入手し琉球政府に送付しています。かくては時効も目せうの間に迫つており、且つ同地方よりの特殊な送金手続き等により証明書入手までに相当日数を要すので、取扱件数も僅少である実情に鑑み（現在までの取扱件数五件）特別な御配慮をもつて手数料免除方お取り計らい下さるようお題いします。

〔昭和33年10月83日　援護援第256号
鹿児島県民生労働部長あて
厚生省引揚援護局長回答〕

昭和三十三年八月二十三日援護第六九三号をもつて、依頼のあつた標記については、別途厚生省医務局国立病院課長及び国立診療所課長から昭和三十三年九月五日一三七号をもつて通知されたところであり、これにより当該施設長の協力を得て円滑に処理されることと存ずるがなお、戦傷病者戦没者遺族等援護法上の今後の取扱については、時効に至るまで、なお相当期間もあるので、昭和三十年二月十七日援護第十八号通知の二及び三を確認の上、時効完成等未然に防止するよう配意願いたい。

（別添）

沖縄現住者の病歴書等の証明手数料の免除について

〔昭和33年9月5日　病第137号
鹿児島県民生労働部長あて
厚生省医務局国立病院課長・国立診療所課長局長通知〕

標記のことについて昭和三十三年八月二十三日三三援第六九三号をもつて依頼があったが診療費等の軽費又は無料の決定は、施設長にその権限を委任してあるので個々の事例について当該施設長と協議致されたい。

○沖縄地域における戦斗参加者に係る遺族等援護法の規定による弔慰金等の請求について

〔昭和34年2月14日　援発第127/2号
各都道府県知事宛　厚生省引揚援護局長通知〕

標記について、別紙のとおり通知したから御了知ありたい。

別　紙

沖縄地域における戦斗参加者に係る遺族等援護法の
規定による弔慰金等の請求について

〔昭和34年2月14日　援発第127/1
那覇日本政府南方連絡事務所長宛
厚生省引揚援護局長通知〕

標記の地域における戦斗参加者で、本籍が沖縄地域にあつたものに係る遺族等援護法による請求をする場合は、次により取扱うこととしたので御了知願いたい。

記

1　戸籍記事による死亡諸元と戦斗参加該当予定者名簿（以下「該当予定者名簿」という。）による死亡諸元が符合しないときにおいても死亡した者が受傷り病後間もなく死亡し、かつ、次の（1）及び（2）のいずれにも該当しているときは、戸籍の訂正を行わずに請求しても差し支えないこと。

（1）戸籍記事による死亡時期が該当予定者名簿の死亡時期とおおむね一致していること。

（2）戸籍記事による死亡場所において、戸籍記事による死亡時期に戦斗が行われていたこと。

2　死亡した者が受傷り病後間もなく死亡している場合で、前項に該当しないもの及び受傷り病後相当の期間を経過して死亡した者（今後送付する該当予定者名簿においては備考欄に「郷」と記載する。）については、戸籍書類による死亡諸元と該当予定者名簿記載の死亡諸元が合致したものについて請求するものであること。

○沖縄地域に本籍を有する戦没者の遺族等援護法による遺族年金証書及び遺族給与金証書の記入について

〔昭和34年5月11日　援発第415号
那覇日本政府南方連絡事務所長あて
厚生省引揚援護局長・総理府特別地域連絡事務局長通達〕

戦没者の除籍時において硫黄鳥島、伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）に本籍を有するものの標記証書の記入は従来裁定庁において実施していたと

ころであるが、事務処理の円滑を期するため、じ今貴官に委任することになつたから、左記事項御了知のうえ遺憾のないよう配意願いたい。

記

一　裁定庁において昭和三十四年四月三十日までに裁定した分については従前のとおり裁定庁において記入するものであること。

二　遺族年金証書及び遺族給与金証書（以下「遺族年金証書等」という。）の記入は裁定庁よりの遺族年金証書交付通知書（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務取扱規程第十八号様式第十三号）及び遺族給与金証書交付通知書（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務取扱規程第十八号様式第十三号の二）に基き記入するものであること。

三　遺族年金証書等用紙の取扱についての注意事項

（一）遺族年金証書等は、厚生大臣の官印を押印して送付するから、これが取扱については特に注意されたいこと。

（二）遺族年金証書等は施錠することのできる戸棚等に格納し、保管責任者を定め亡失等の防止に留意されたいこと。

（三）遺族年金証書等の出納を明らかにするため、別紙様式（一）による受払簿を整備されたいこと。

（四）書き損じ又は公務扶助料に移行した等の理由により不要となつた遺族年金証書等は責任者立会のもとに焼却処分をするとともに昭和三十年一月十日援護第三号通知の別紙様式による数量簿を備えて廃棄の状況を明らかにされたいこと。

（五）遺族年金証書等につき亡失したときは、事実を調査し、当該証書の番号及び枚数、亡失の日時及び場所、亡失の原因、平素の保管状況等をすみやかに当庁に報告されたいこと。

（六）遺族年金証書等の受払状況については、随時検査を実施されたいこと。

四　交付後の措置

（一）遺族年金証書等を受給者に交付後は、裁定庁から送付した遺族年金証書交付通知書、遺族給与金証書交付通知書は整理保管されたいこと。

（二）遺族年金証書等交付後は、その受領証（別紙様式（二））を徴収保管されたいこと。

五　遺族年金証書等用紙は、昭和三十四年六月上旬までに所要の数量を送付するものであること。

その他

沖縄戦戦斗協力死没者等見舞金支給要綱

（昭和37.2.16　閣議決定）

沖縄戦戦斗協力死没者等の遺族に対する見舞金の支給を左記により行うものとする。

記

一　沖縄の地域における戦斗に協力し、若しくはこれに準ずる行為をして死没した者（戦傷病者戦没者遺族等援護法《昭和二十七年法律第百二十七号》による弔慰金の支給を受けるための申立書が提出されている者に限るものとし、同法による遺族年金、遺族給与金、弔慰金又は他の法令によるこれらに相当する給付の対象者として認定されている者若しくは認定される要件を有する者を除く。）又は疎開船対馬丸の沈没の際死没した沖縄の疎開学童の遺族に対し、以下各項の定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

二　見舞金は、死没者一人について二万円とする。

三　見舞金は、第四により認定された死没者の遺族の請求に基ついて、内閣総理大臣が支給するものとし、その事務の一部は内閣総理大臣の指定するものに委託して取り扱わせることができるものとする。

四　受給の対象となる死没者の認定は、疎開船対馬丸の沈没の際死没した沖縄の疎開学童については内閣総理大臣が、その他の者については厚生大臣が行なう。

五　見舞金は、請求者から委託を受けた者に一括交付の上支給するものとする。ただし、請求者が沖縄以外の地械に居住する場合はこの限りでない。

六　見舞金の対象とする死没者及びその遺族の範囲、順位並びに見舞金の請求及び支給手続等に関する細目は、内閣総理大臣が大蔵大臣及び厚生大臣と協議して定めるものとする。

沖縄戦戦斗協力死没者等見舞金支給細目

昭和三十七年二月十六日の閣議決定による　「沖縄戦戦斗協力死没者等見舞金支給要綱（以下「支給要綱」という。）第六の規定に基づき、並びに支給要綱を実施するため同要綱第一の見舞金（以下「見舞金」という。）の対象とする死没者及びその遺族の範囲、順位並びに見舞金の請求及び支給手続等に関する細目を次のとおり定める。

第一　見舞金の対象とする死没者

見舞金の対象とする死没者（以下「死没者」という。）は左に掲げるものとする。

一　昭和二十年三月以降沖縄島及び慶良間諸島における戦斗に協力し、若しくはこれに準ずるる行為をして死没した者であつて、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「援護法」という。）により弔慰金の支給を受けるための申立書が提出されている者のうちから厚生大臣が認定したもの（以下「戦斗協力死没者」という。）

二　本土に疎開の目的で対馬丸に乗船し、昭和十九年八月二十二日同船が鹿児鳥県大島郡十島村悪石島沖合で沈没の際死没した沖縄の疎開学童であつて内閣総理大臣が認定したもの（以下「対馬丸遭難死没学童」という。）

第二　遺族の範囲及び順位

見舞金を支給する遺族の範囲及び順位は援護法に基づく弔慰金の例によるものとする。

第三　死没者に関する申立書

見舞金を受けようとする者は、戦斗協力死没者に係るものにあつては支給要綱第一の申立書によるものとし、対馬丸遭難死没学童に係るものにあつては対馬丸遭難死没学童に関する申立書（様式第一号）をその居住地の市町村長（沖縄以外の地域に居住する場合にあつては沖縄における元居住地の市町村長）及び琉球政府厚生局長を経由して内閣総理大臣あてに提出しなければならない。

この申立書には当該市町村長及び琉球政府厚生局長の意見書を附さなければならない。

第四　死没者の認定通知

内閣総理大臣又は厚生大臣は、第三の申立書によりその申立に係る死没者を見舞金の対象とすべきものと認定した場合には、その申立書の居住地の市町村ごとに区別した見舞金対象死没連名簿（様式第二号）を作成し、琉球政府厚生局長及び当該市町村長を経由してその申立者に通知するものとする。

第五　支給の請求

見舞金の支給を受けようとする者は、戦斗協力死没者に係るものにあつては、沖縄戦戦斗協力死没者見舞金請求書（様式第三号）を対馬丸遭難死没学童に係るものにあつては、対馬丸遭難死没学童見舞金請求書（様式第四号）を、沖縄の地域に居住する場合にあつてはその居住地の市町村長及び琉球政府厚生局長を、沖縄以外の地域に居住する場合にあつては総理府特別地域連絡局長を経由して内閣総理大臣あてに提出しなければならない。この場合において、当該請求書は、援護法による弔慰金の請求の例により請求者の身分関係を明らかにすることができる戸簿書類等を添付しなければならない。

第六　一括交付

支給要綱第五に定める請求者から委任を受ける者は、見舞金の請求者の居住地の市町村長とする。

第七　委任状

見舞金の請求者（沖縄以外の地域に居住する者を除く。）は、その居住地の市町村長をその請求に係る見舞金の受領代理人と定めた委任状（様式第五号）を内閣総理大臣あてに提出しなければならない。当該委任状は第五の請求書に添付するものとする。

第八　書類の提出期限

第三の申立書は昭和三十七年二月二十八日までに、第五の請求書はは第四の認定通知を受けた日から十日以内にその者が沖縄の地械に居住する場合にあつてはその居住地の市町村長に対し、沖縄以外の地域に居住する場合にあつては総理府特別地域連絡局長に対し、それぞれ提出しなければならないものとする。

対馬丸等遭難者の遺族に対する見舞金の支給に関する要綱

（昭和47年8月19日沖縄開発庁告示第二号）

対馬丸等遭難者の遺族に対する見舞金の支給に関する要綱を次のように定める。

対馬丸等遭難者の遺族に対する見舞金の支給に関する要綱

第一　趣旨

この要綱は、疎開船対馬丸の沈没の際死亡した沖縄の疎開学童の附添者又は疎開船第一千早丸及び第五千早丸の遭難により死亡した者（以下「対馬丸等遭難死没者」という。）の遺族に対する見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二　見舞金の支給の対象とする死亡者

見舞金の支給の対象とする死亡者（以下「死亡者」という。）は、次に掲げるものと

する。
一　沖縄県外の本土の地域に疎開の目的で対馬丸に乗船し、昭和十九年八月二十二日同船が鹿児島県大島郡十島村悪石島沖合で沈没の際死亡した沖縄の疎開学童の附添者
二　台湾に疎開の目的の第一千早丸又は第五千早丸に乗船し、昭和二十年七月三日両船が尖閣諸島魚釣島付近で遭難したことにより死亡した者

第三　遺族の範囲及び順位
見舞金を支給する遺族の範囲及び順位は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく弔慰金の例によるものとする。

第四　見舞金の額
見舞金は、死亡者一人について三万円とする。

第五　死亡者の認定及び見舞金受給資格者の決定
死亡者の認定及び見舞金受給資格者の決定は、見舞金の支給を受けようとする者の申立に基づいて沖縄開発庁長官が行なう。

第六　見舞金の支払い
見舞金は、第五により決定された見舞金受給資格者の請求に基づいて沖縄開発庁沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）が支払うものとする。

第七　対馬丸等遭難死没者見舞金の受給資格に問する申立
見舞金の請求を受けようとする者は、対馬丸遭難死没者見舞金の受給資格に関する申立書（様式第一号）を沖縄総合車務局長を経由して（沖縄県以外の地域に居住する者で次項二の関係都道府県の知事の意見書等が得られた者にあつては、経由を要しない。）沖縄開発庁長官に提出しなければならない。この場合において、沖縄県に居住する者にあつてはなるべくその居住地の市町村長及び沖縄県知事を通じ、沖縄県以外の地域に居住する者で次項二の関係都道府県の知事の意見書等が得られない者にあつてはなるべく沖縄県知事を通じて提出するものとする。

2　前記の由立書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　死亡者の死亡の当時におけるその者と申立者との身分関係、死亡のとき以後の申立者の身分関係の異動及び申立者より先順位者がいないことを明らかにすることができる戸籍の謄本、抄本等
二　沖縄県知事又は関係都道府県の知事の意見書等避難の事実を確認するに足る書類
三　申立者が配偶者であつて、死亡者の死亡の当時、婚姻の屈出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合においては、その事情を認めることができる書類
四　同順位者が二人以上ある場合においては、対馬丸等遭難死没者見舞金請求の同意書
五　その他必要と思われる書類

第八　対馬丸等遭難死没者見舞金受給資格の決定通知
沖縄開発庁長官は、第七の申立書によりその申立に係る死亡者を見舞金の対象とすべきものと認定し、申立者を見舞金の受給資格者と決定した場合には、対馬丸等避難死没者見舞金受給資格決定通知書（様式第二号）を申立者に送付し、沖縄県知事及び関係市町村長にその旨を連絡するものとする。

第九　見舞金の請求
見舞金の支払いを受けようとする者は、対馬丸等遭難死没者見舞金請求書（様式第三号）を沖縄総合事務局長あてに提出しなければならない。

2　前記の請求書には、第八の対馬丸等遭難死没者見舞金受給資格決定通知書を添附しなければならない。

第十　書類の提出期限

第七の申立書は昭和四十七年十一月三十日までに、第九の請求書は昭和四十八年二月末日までに提出しなければならない。

対馬丸遭難学童の遺族に対する特別支出金の支給に関する要綱

第１　趣旨

この要綱は、疎開船対馬丸の沈没の際死亡した沖縄の疎開学童の遺族に対する特別支出金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　特別支出金の支給

沖縄県外の本土の地域に疎開する目的で対馬丸に乗船し、同船が昭和１９年８月２２日鹿児島県鹿児島郡十島村悪石島沖合で沈没した際死亡した沖縄の疎開学童（以下「死亡学童」という。）の遺族に対して、特別支出金を支給する。

第３　遺族の範囲

特別支出金を支給する遺族の範囲は、死亡学童の死亡の当時における父母及び祖父母（民法の一部を改正する法律（昭和２２年法律第２２２号）による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）にいう父母及び祖父母をいう。以下同じ。）で、死亡学童の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、死亡学童の死亡の当時その者と生計を共にしていたものとする。

第４　特別支出金の支給条件

特別支出金は、昭和５２年１０月１日において遺族がそれぞれ次の条件に該当する場合及びその後昭和５３年１月３１日までの間において初めてこれらの条件に該当するに至った場合に支給する。

一　父及び母については、６０歳以上であること、不具廃疾であって生活資料を得ることができないこと又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、かつ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

二　祖父及び祖母については６０歳以上であること又は不具廃疾であって生活資料を得ることができないこと。

第５　特別支出金の額

１　特別支出金の額は、死亡学童１人につき１５万円以内とし、当該死亡学童の遺族１人につき、当該遺族が昭和５２年１０月から昭和５３年２月までの間において先順位者であった月数にそれぞれ次の各号に定める額を乗じて得た額を合計した額とする。

一　先順位者が１人である月にあっては、３万円

二　先順位者が２人以上ある月にあっては、３万円を先順位者の数で除して得た額

２　前項の先順位者を定める場合における順位は、父母、祖父母の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

３　先順位看であるべき者が次順位看である者より後に生ずるに至ったとき（第７項の先順位者が刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなったことにより生ずるに至った場合を除く。）は、前項の規定は、当該次順位者が第５項の各号の一に該当した日の属する月の翌月以降に限り、適用する。

４　先順位者が昭和５３年１月３１日まで所在不明である場合においては、同順位者（同順位者がないときは、次順位者）の申請により、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。

５　先順位者が次の各号の一に該当したときは、当該先順位者は、該当した日の属す

る月の翌月から先順位者としない。
一　死亡したとき。
二　日本の国籍を失ったとき。
三　離縁によって、死亡学童との親族関係が終了したとき。
四　婚姻によりその氏を改めたとき。
五　第４に規定する条件に該当しなくなったとき。
六　遺族が第４の各号の一に該当するに至ったことによって新たに先順位者となった場合においては、当該条件に該当するに至った日の属する月については、当該遺族は、先順位者としない。
七　先順位者が禁こ以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月までの間は、当該先順位者は、先順位者としない。ただし、刑の執行猶予の期間中は、この限りでない。

第６　特別支出金を受けることができない者
死亡学童の死亡の日以後昭和５２年１０月１日前又は第４に規定する条件に該当するに至る日前に第５の５の二から四までのいずれかに該当した遺族には、特別支出金を支給しない。

第７　特別支出金の受継
特別支出金を請求した者が死亡した場合において、その者の死亡前にその者に支給すべき特別支出金を支給していないときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別支出金の支給を請求することができる。

２　前項の場合において、死亡した者がその死亡前に特別支出金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者に支給すべき特別支出金を請求することができる。

３　第１項又は前項の規定による請求を行う場合において、同順位の相続人が数人あるときは、これらの者は、その中から全員のために請求を行う者１人を選定して、その請求を行わなければならない。この請求は、同順位の相続人に係る選定同意書を添付して行わなければならない。

第８　特別支出金の請求
１　特別支出金を受けようとする者は、対馬丸遭難学童遺族特別支出金請求書（様式第１号。以下「請求書」という。）を沖縄県知事に提出しなければならない。この場合において、沖縄県に居住する者にあっては、居住地の市町村長を経由して提出しなければならない。
２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、沖縄県知事が相当の理由があると認めるときは、これらの書類に代わる書類を添付させることができる。
一　死亡学童の死亡の当時におけるその者と請求者との身分関係、死亡のとき以後の請求者の身分関係の異動及び請求者より先順位者がいないことを明らかにすることができる戸籍の謄本、抄本等
二　死亡学童の遭難の事実を確認するに足る市町村長の意見書
三　請求者が６０歳未満の父又は母である場合においては、その者が障害の状態にあることを認めることができる医師又は歯科医師の診断書及び生活資料を得ることができないことを認めることができる市町村長若しくは社会福祉事業法（昭和２６年法律第４５号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（同法附則第７項の規定により置かれた組織の長を含む。以下同じ。）の証明書又は配偶者がなく、かつ、その者を扶養することができる直系血族がないことを認めることができる書類